

釧路市釧路町定住自立圏形成協定の一部を変更する協定

釧路市（以下「甲」という。）と釧路町（以下「乙」という。）は、平成22年3月24日に締結した釧路市釧路町定住自立圏形成協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第3条第1号イに次のように加える。

(イ) 病児保育事業に関する連携

a 取組の内容

安心して子育てができる環境を整備するため、病児保育事業の充実を図る。

b 甲の役割

(a) 釧路市において病児保育を実施する者に対し、補助その他必要な支援を行う。

(b) 病児保育に関する認知度の向上を図るため、住民に対し、広報その他必要な情報提供を行う。

c 乙の役割

(a) 甲と協議の上、病児保育施設の広域利用に対し、必要な経費を負担する。

(b) 病児保育に関する認知度の向上を図るため、住民に対し、広報その他必要な情報提供を行う。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和6年3月15日

釧路市長

釧路町長
